

低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務手数料規程

(趣 旨)

第1条 この規程は、一般財団法人滋賀県建築住宅センター（以下、「センター」という。）が別に定める「低炭素建築物新築等計画に係る技術的審査業務規程」（以下、「業務規程」という。）に基づき、センターが実施する技術的審査業務に係る手数料について、必要な事項を定める。

(技術的審査業務に係る手数料の額)

第2条 業務規程第12条に規定する技術的審査業務に係る手数料の額は、別表1、別表2、別表3に掲げる額（消費税を含む。）とする。

- 1 一戸建て住宅及び共同住宅等の場合は、別表1の手数料となる。
- 2 非住宅建築物の場合は、別表2の手数料となる。
- 3 住宅を含む複合建築物に係る技術的審査の料金は住宅部分に係る別表1の額と非住宅部分に係る別表2の額とを合算した額とする。
- 4 審査の途中で簡易計算法では基準を満たせず詳細計算法へと変更になった場合、追加料金は5,500円とする。
- 5 直前の審査をセンターが行っている場合の変更申請の料金は、当初申請料金の2分の1の額とする。ただし、図面審査を省略をしている場合は5,500円とする。
- 6 直前の審査をセンターが行っている場合の軽微な変更の料金は、2,200円とする。
- 7 適合証の交付後に行う変更で、計算方法が簡易計算法から詳細計算法へと変えて変更申請を行う場合は、新規に提出があったものとして取り扱う。
- 8 共同住宅等において共用部分の審査を行う場合は別途見積もりとする。
- 9 非建築物の標準計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 10 設計内容が特別な計算方法等による場合は別途見積もりとする。
- 11 適合証の再交付手数料は5,500円（消費税込み）とする。
- 12 手数料表の適用について、著しく不合理であるとセンターが判断した場合が別途見積もりとする。

附 則

この規程は、平成24年12月4日から施行する。

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年11月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

別表 1

単位：円（消費税込み）

	審査区分		手数料
一戸建ての住宅	一般	詳細計算法	33,000
		簡易計算法	27,500
	図面審査を省略※1※2		5,500
共同住宅等※3 (住戸のみ)	一般	詳細計算法	77,000+4,400×住戸数
		簡易計算法	77,000+3,300×住戸数
	図面審査を省略※1		5,500×住戸数

- ・詳細計算法とは、外皮面積を用いて外皮性能を評価する場合をいう。
- ・簡易計算法とは、「モデル住宅法」、「仕様基準」、「仕様・計算併用法」等のうち外皮面積を用いず外皮性能を評価する場合をいう。

※1 センターで次のいずれかによる性能評価等の申請を同時に行う場合、又はそれらの証明書等を添付した場合。（審査基準が同等のものに限る）

- ・設計住宅性能評価
- ・長期使用構造等確認
- ・その他同等の審査基準が確認できる証明書等

※2 一戸建ての住宅で図面審査を省略している場合に追加の審査が必要な場合は 5,500 円を加算する。

※3 共有部分を有しない共同住宅等において、1 または 2 住戸のみの申請の場合は一戸建て住宅の料金に戸数を乗じた額とする。

別表 2

単位：円（消費税込）

非住宅建築物の用途	床面積の合計	工場等用途以外	工場等用途
モデル建物法の 評価によるもの	300 m ² 未満	66,000	22,000
	300 m ² 以上 500 m ² 未満	77,000	33,000
	500 m ² 以上 1,000 m ² 未満	88,000	44,000
	1,000 m ² 以上 2,000 m ² 未満	110,000	55,000
	2,000 m ² 以上 5,000 m ² 未満	165,000	99,000
	5,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満	220,000	143,000
	10,000 m ² 以上 25,000 m ² 未満	275,000	176,000
	25,000 m ² 以上 50,000 m ² 未満	330,000	220,000
	50,000 m ² 以上	別途見積り	別途見積り

標準計算法の評価によるものは別途見積とする。